

住み替え相談事業におけるホームネット(株)との連携について

これまで公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第七ブロック（以下「宅建」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部新宿支部（以下「全日」という。）との協定に基づき、住宅相談事業（住み替え相談及び不動産取引相談）を実施してきた。

一方で、住み替え相談を複数回利用しても住み替え先を見つけられない相談者が存在することや住み替え相談での紹介書交付後は住まい探しの直接的な支援が困難であることなどの課題があり、新宿区居住支援協議会でも協議するなど、実施方法の再検討を行ってきた。

これらの検討を踏まえ、住宅相談事業のうち住み替え相談について、新宿区居住支援協議会の構成員である居住支援法人ホームネット(株)と下記のとおり連携して実施する。

記

1 連携の目的

区内に居住する高齢者や障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援し、住まいの安定確保をより一層推進するため。

2 事業概要

これまで宅建及び全日と、宅地建物取引士の資格を有する相談員が住み替え相談（区内の民間賃貸住宅の物件探しを手伝い、相談者に空き物件情報を提供し、相談者の希望物件を管理する不動産店に対し、相談者の紹介書を交付する）に応じるというやり方をしていた。

従前の実施方法に加えて、今回新たに、新宿区居住支援協議会の構成員であり、東京都指定の居住支援法人であるホームネット(株)と協定を締結し、区が行う住み替え相談では住み替え先が見つからない相談者に対して物件探し等の支援を行う。（業務の流れについては、資料 5 - 2 を参照）

3 ホームネット(株)による実施事項

住み替え相談で住み替え先が見つからない相談者で、ホームネット(株)による支援を希望する者に対して、ホームネット(株)は次のことを実施する。

- ① 相談者に住居確保に必要な情報や条件等を確認する。
- ② 対応可能な不動産店を探す。
- ③ 対応可能な不動産店から相談者に連絡が入るよう手配する。
- ④ 相談者が要望し、ホームネット(株)が対応可能な場合は、不動産店や内見にホームネット(株)の職員が同行する。

4 連携開始日（協定締結日）

令和 6 年 8 月 1 日